

いえ さが かた か かた

## 家の探し方、借り方

みんかん ちんたいじゅうたく

## ○民間の賃貸住宅

民間の借家やアパートを探すときは、不動産会社を利用すると便利です。不動産会社は、駅の近

くなどで営業しています。希望する家賃、広さ、交通手段などを言うと、希望にあった借家やアパート

を紹介してくれます。

家を借りる時には、家賃のほかに家主に払う敷金、礼金、不動産会社へ払う仲介料などが必

要です。これらを合計すると、家賃の5～6か月分ぐらいになります。

契約する時は、原則として保証人が必要です。

部屋を借りることができない時は、住宅を探すのに手助けが必要な人に対するいろいろな支援

制度があります。

問い合わせ先 すまいづくり推進課 0798-35-3772

しききん

## ○敷金

敷金とは、契約する時、家主に預けるお金です。家賃の1～3か月分を支払うことが多く、退去

する時に、家賃の未納分や修理のために使われます。その費用を引いて、残りがあれば

返ってきます。

れいきん

## ○礼金

礼金とは、契約の時、家主に支払うお金です。家賃の1～2か月分を支払うことが多く、

退去するとき返ってきません。

ちゅうかいりょう

## ○仲介料

ちゅうかいりょう      へや      しょうかい      ふどうさんかいしゃ      しはら      てすりょう      つうじょう      やちん      げつ  
 仲介料とは、部屋を紹介してくれた不動産会社へ支払う手数料です。通常、家賃の1か月

ぶん      しはら  
 分を支払います。

こうえいじゅうたく

## ○公営住宅

とどうふけん      しくちょうそん      じゅうたく      こま      ひと      こうえいじゅうたく      こうぼ  
 都道府県や市区町村には、住宅に困っている人のための公営住宅があります。公募により

にゆうきよしゃ      けつてい      おうぼ      しゅうにゆう      じょうけん      にゆうきよもう      こ      じき  
 入居者を決定しますが、応募するには取入などの条件があり、入居申し込み時期も

き      こうれいしゃ      しょうがいしゃ      ゆうせんわく      もう      ばあい  
 決められています。また、高齢者や障害者などの優先枠を設けている場合もあります。

と      あ      さき  
 問い合わせ先

- ひょうごけんえいじゅうたく      はんしんみなみかんりせんたー  
 ・ 兵庫県営住宅      阪神南管理センター      0798-23-1090
- にしのみやしえいじゅうたく      かんりせんたー  
 ・ 西宮市営住宅      管理センター      0798-35-5028

※注      くわ      にほんご      ひと      かい      と      あ  
 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。